

編輯部情報閣内

週報

行發日七十月八

國民防空と防空施設
 空爆と國際法
 事變下の出版界
 日ソ停戦協定成立まで
 週間戦況記事
 非鐵金屬の需給調整
 蔣介石政權の近狀

昭和二十一年八月一日 第八十七号 週報 五錢

五錢

號六十九第



編輯部情報閣内

週報

行發日七十月八

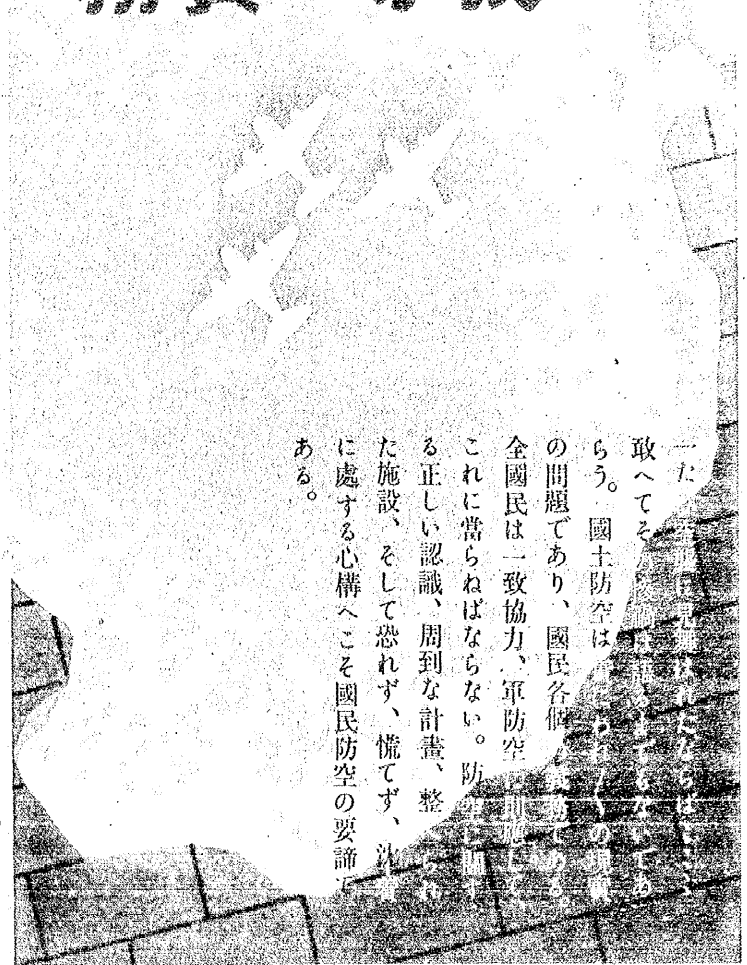
國民防空と防空施設
 空爆と國際法
 事變下の出版界
 日ソ停戰協定成立まで
 週間戰況記事
 非鐵金屬の需給調整
 蔣介石政權の近狀

號六十九第

昭和十一年十月一日第一種郵便物認可
昭和十一年八月一日發行
（同水曜日發行）

五錢

守れ大空 我々の責務



敢へて
らう。国土防空は
の問題であり、國民各層
國民は一致協力、軍防空
これに當らねばならない。防
る正しい認識、周到な計畫、整
た施設、そして恐れず、慌てず、沈
に處する心構へこそ國民防空の要諦
ある。

露光量違いにより重複撮影

週報

第九十六號

國民防空と防空施設	内務省	(二)
空爆と國際法	海軍省海軍軍事普及部	(二三)
事變下の出版界	内務省	(二二)
日ソ停戦協定成立まで	陸軍省新聞班	(二四)
戦西安を空襲す	陸軍省新聞班	(三二)
況炎熱下の江上作戦	海軍省海軍軍事普及部	(三三)
——長期戦と物その四——		
非鐵金屬の需給調整	臨時物資調整局	(三七)
蔣介石政權の近状	外務省情報部	(四二)
◇週報の友(發刊について)		(四六)
◇官廳刊行物だより		(四七)



國民防空と防空施設

内務省

一 防空の重要性と防空施設の必要

航空機の發達が今日までの戦争の方法を大いに變化せしめたことは、今度の支那事變で國民の齊しくはつきり感してゐるところである。我が忠勇なる陸海軍の航空部隊は北支に、中支に、更に南支に支那軍を撃破してゐるが、一たび地を換へて、我が國がもし空襲を受ける立場になつたならばどうであらうか。なるほど我が國は四面に海を環らし、しかも山が多く天候、氣流は常に變化に富んでゐるから航空機の來襲には困難ではあらう。しかし、航空機の發達と航空技術の進歩は止まるところを知らないので、一旦有事となれば遠く海を越えて敵の航空機が來襲することは國民として豫じめ充分覺悟せねばならない。事實、去る二月二十三日には臺灣に支那航空機が來襲して、多少の被害を與へ、二十日には九州地方に國籍不明の航空機が飛來して反戦ビラを撒布し、越えて同月三十日にも同地方に國籍不明の航空機の飛來を見、空襲警報が發せられ空襲管制が實施された。

敵航空機に對しては、我が陸海軍は直ちに起つて航空機、高射砲その他の兵器を以て防衛に當ることは勿論であるが、國民はたゞ陸海軍に一任して自ら手を拱き傍觀してゐることは出來ないのであ

(2)

つて、國民も亦一體となり、空を守ることを考へねばならない。

總つて我が國の都市村落の状況を見ると、その大部分の家屋は最も燃えやすい木造家屋であり、しかも家屋は非常に密集してゐる。大都市でさへ道路は未だ狭い所が多くその系統は整理されてゐないものがあり、公園、廣場、防火建築等の配置、大きさ等についても不十分な點が多い。かう考へて來ると、我が國の都市等は防空上より見て缺陷が多く爆弾にも焼夷弾にも瓦斯弾にも不利である。昔封建時代に諸大名がつくつた城下町の都會は、すべて戦争を第一義的に考へて計畫されたと言はれるが、明治以後の都會は全然かういふ點が顧られずに都會が出來上り、殆んどその發達するに任せて自由になつて來て、家が出來てからその家を立退かせて道路をつくるといふ有様である。

防空的設備の整つた都市村落をつくり上げ、有事に際しても安心して住み得るやうにすることは非常に困難ではあるが、今後充分研究して是非とも防空施設の充實を期して行かねばならない。我が國の都會等が防空上缺點を有すれば有するほど、一層防空思想を涵養し、防空の訓練と準備を一段と徹底しなければならぬ。特に我が國の都市村落はすべて燃え易いのであるから、火災を防ぐことについては國民を擧げて平素から準備と訓練とが必要なのである。

(3)

二 防空法に基づく設備資材の整備

御承知の通り、「防空法」は昨年十月一日に施行された。同法の使命とするところは軍防空に則應する國民防空の分野において、適切な方策を樹立して統制と體系とを與へようとするものである。國民

して防空の萬全を期待してゐるものである。防空施設も現存法規の活用によつて出来るものは、或ひは「都市計画法」に依り、或ひは「市街地建築物法」に依り、或ひは「電気事業法」に依り、或ひは「地方鐵道法」に依り、その力によつて目的を達せられることを期してゐるのである。

防空は國民全般の自衛行爲を基調としてゐるものであるから、防空施設は努めて自發的にその整備を見ることが望ましい。しかしながら、緊急さし措き難い施設は速かにその整備を見ねばならない。「防空法」に基づく防空の實施に關し、必要な設備資材の整備については國庫から補助を與へてこれを整備せしめることとしてゐる。昭和十二年度において補助をなした狀況は次の通りである。

區分	設備費	補助額
防空監視費補助	五〇七、一四一	二三九、二一〇
通信施設費補助	八五〇、〇〇〇	二八三、三三三
警報器設備費補助	六六、〇〇〇	一一、〇〇〇
貯水槽設備費補助	三一九、八〇〇	一〇六、六〇〇
防毒面設備費補助	二二五、八四〇	七一、九四六

備考 防空監視費補助は防空監視一切に要した費用に對するもので、監視設備費に對するものはその一部である。

この中前二者は道府縣に整備せしめたのに對する補助である。防空監視費補助は防空監視に要した費用と必要な監視の設備をなしたもので、通信施設費補助は監視に伴ふ通信に必要な設備を整へた費用に對するものである。

用について補助したものである。

後の三者は六大都市等の主要都市に補助したものである。警報器設備費の補助は警報傳達用モーターサイレンを設けた費用を補助したのであり、貯水槽設備費補助は消防用水利施設設備の費用につき、防毒面設備費補助は防空の要務に従事する者のための防毒面備付に要した費用を補助したものである。

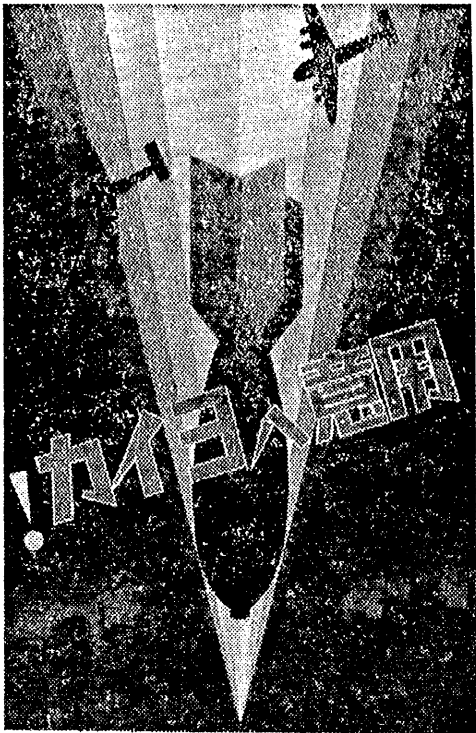
昭和十三年度において整備するものに對する國庫補助は左の通りである。

區分	補助額	補助率
通信施設費補助	一〇八、三三三	三分ノ一
警報器設備費補助	九〇、〇〇〇	三分ノ一
貯水槽設備費補助	一〇六、六〇〇	三分ノ一
消火栓設備費補助	二二八、六〇〇	三分ノ一
消防ポンプ設備費補助	一一〇、〇〇〇	三分ノ一
防毒面設備費補助	七一、九四六	三分ノ一
防護室設備費補助	七二八、九〇〇	私人 三分ノ一 公共團體 三分ノ一
救護所防護室設備費補助	九二、五〇〇	私人 三分ノ一 公共團體 三分ノ一

通信施設費補助、警報器設備費補助、貯水槽設備費補助及び防毒面設備費補助は前年度同様である。消火栓設備費補助は上水道の消火栓を増設し普及させようとするものであり、消防ポンプ設備費補

た。

防空のことが各方面に關聯するものであり、且つ比較的最近にその必要が感ぜられ、まだ充分に調査研究を遂げられない部分があるので、各方面の學識經驗ある者を専門委員として調査をすることとなつたのである。その結果に基づいて、速かに必要な各種の施設を充實しようとするものである。



建築物に對する防空方策に關聯して一言したいのは、去る第七十三回帝國議會において「市街地建築物法中改正法律」が可決せられ、御裁可の後公布せられたことである。この改正法律によれば建築物について防空上

(10)

必要なる命令をなし得ることとなつた。同法については目下その施行につき鋭意準備中であるが、たま／＼中央防空委員會においては内務大臣の諮問に基づき國民防空の完壁を期するため必要な事項につき審議中、「市街地建築物法中改正法律」の問題を探りあげ、これに關聯する事項について

意見をまとめ一部答申をなしたのであるが、參考になると考へられるから左に大要をあげることとしよう。

- 一、鐵筋コンクリート構造又は鐵骨鐵筋コンクリート構造の建築物のうち一定規模以上のものについては防護室又は容易に防護室となし得べき室を設けること。但し倉庫その他建築物の用途によりその必要のないものはこの限りではない。
- 二、停車場、病院、學校、市場、工場等で一定規模以上のものについては、防護室若しくは容易に防護室となし得べき室を設け、又は之に代る施設をなし得べき空地を保有すること。
- 三、電氣、瓦斯、通信、運輸及び上下水道に關する事業場、重要な工場、鑛山等については防護上必要な施設をすること。
- 四、木造建築物の外部が隣地境界線又は通路の中心線に近接してある位置に在るものは、適當なる不燃材料を以て之を構成、又は被覆すること。但し周囲の状況又は建築物の種類規模により防火上支障ないものは、この限りではない。
- 五、同一敷地内に在る木造建築物で相近接するものについても前項に準ずること。
- 六、上空より特に目標となり易い建築物の形態又は外装の色彩は之を制限すること。但し適切な偽裝設備の準備あるものはこの限りではない。
- 六、石油タンクで一定規模以上のものは地下槽となすこと。但し防護上適切な施設を有するもの、又は土地の状況により支障のないものはこの限りではない。

(11)

前項以外の石油タンク又は瓦斯タンクについては防護上必要な施設を命ずることがある。
七、前各項の事項は市街地建築物法第十二條の規定に依る命令の改正を行ひ、内務大臣の指定する區域に之を適用すること。なほ緩急に應じ現に存在する建築物に對しても之を適用すること。

四 結 び

支那事變の進展と共に時局は益々緊迫の度を加へつゝあり、軍防空に則應する國民防空の完璧を期することは極めて必要である。我が國の都市村落は防空上不利な立場にある。空襲の危害を防止し又は被害を軽減するためには國民は協力一致必要な施設を整へると共に、統制ある訓練をなし準備に怠りがあつてはならない。國民の防空に對する理解と協力とは漸次深まりつゝある。今後においても人的物的資材の充實に一般の協力を望んでやまないものである。

空 爆 と 國 際 法

海軍省海軍軍事普及部

は し が き

事變勃發以來、わが海軍航空隊の勇猛果敢、有效適切な行動は世界の驚異であり、國民の感奮的であることは今さらいふまでもないが、このわが海軍航空隊の行動が勇敢適切であるとともに、規律正しく、これを國際法の見地からみても、又どの方面からみても一點の誹議される點がないことを明らかにしてみたいと思ふ。さらに支那側の歪曲した誇大宣傳に迷はされた者、國際法規について正確な認識を持たないで、浮薄な言説を妄信する者等に事の真相を傳へ、その蒙を啓いて帝國を陥れようとする奸策に對して爆撃を加へて見たいと思ふのである。

海軍航空隊の苦心と攻撃目標

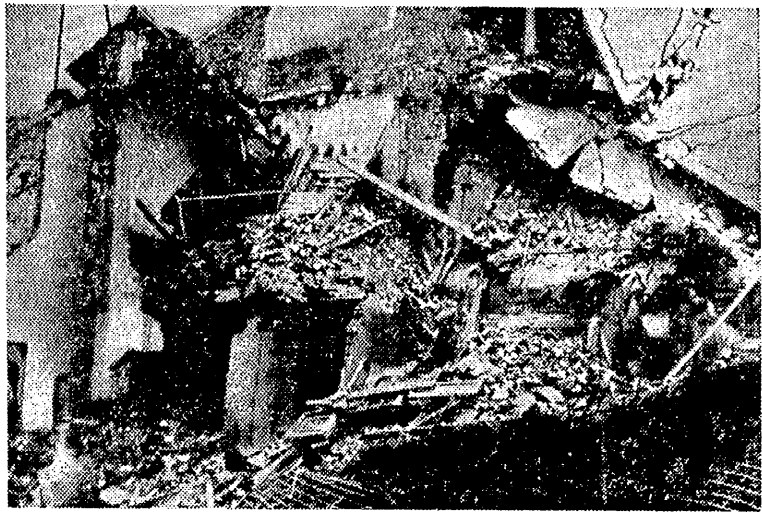
事變以來、海軍航空隊の攻撃目標は常に空戦法規案

の所謂軍事的目標に限定してゐるが、その嚴正な行動の裏には、非常な注意を拂ひ照準を行ふとともに、正確な爆撃が平時の猛訓練と苦心の結果であることは見のがすことは出来ない。
攻撃に向ふにあつて指揮官は操縦者に對し常に充分な訓示をなし、最も嚴正に行動することを要求すると同時に、さらに出發直前に攻撃目標を明示し、非戦闘員、非軍事的目標、特に第三國人に對し損害を與へないやうに懇切に教示し、非軍事的目標に損害を與へる懼れが多い場合には、爆撃を避止するやうに命じてゐる。その結果、目標のある都市上空に達してゐながら、目標を確認出来ないときは、損害を他に及ぼすことを懼れて爆撃を行はないうで引返した例は今日まで實に數十回に達してゐる。わが海軍航空隊の爆撃技術の優秀なことは、周知の事實であつて上海その他の戦跡を見れば誰でも直ちに肯けるだらう。廣東方面の爆撃を批

評する者の中に、爆撃が極めて高空より行はれてゐるから、目標を逸し非軍事的目標に損害を加へるといふ者があるが、元來海軍航空隊の任務は主として高速を以て移動する小目標を爆撃するにあるから、建造物のやうな静止目標を逸することはあり得ない。

しかしながら、海軍航空隊員といへども神通力を有するわけではなく、又生死の境にあつて敵の攻撃に對抗しながら、爆撃を行ふのであるから、常に寸毫の誤りなく、目的物にだけ爆弾が落下することは期し難い。戦闘行動の自然的結果による損害、誤差に基づく攻撃の多少の偏位は實に已むを得ないところであつて、これは戦闘の戦闘たる所以である。又海軍航空隊は平和的人民保護の念に驅られてしばしば豫報して平和的人民が軍事的目標附近に接近しないやうに警告してゐる。實に到れり盡せりといふべきである。今日までに廣東において攻撃破壊した軍事目標を挙げれば左の通りである。

省政府、市政府、省黨部、保安隊屯所、第四路軍工兵隊兵舎、軍需品工場、製彈所、セメント工場、無電所、軍需品大倉庫、東山飛行機修理工場、飛行場(天河、白雲)、黃沙驛、高角砲陣地



廣東敵軍事目標爆撃の跡

右の中、省政府は軍司令部が置かれてあり、市政府及び省黨部も軍事機關となつてゐることは確實な情報によつて知り得たのである。

セメントは軍用品として極めて重要なものであるから、セメント工場を軍需品工場と同視することは當然である。黃沙驛は兵器彈藥その他軍需品の集積所であり、又軍事輸送の要點であるから、これは明瞭な軍事目標といひ得る。

往々海軍航空隊が學校を爆撃したと宣傳される。學校や病院等は爆撃目標とすべきでないのは勿論、出来るだけこれを保護すべきであるが、相手方がかういふ施設を軍事用に使用した場合には問題は全然異つて来る。空戦法規案第二十五條にも

「右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目的に使用せられざる限り之をして成るべく損害を免れしむる云々」

と規定してある。上海方面の戦跡で明らかであつたやうに、支那は保護建造物を重要な軍事施設に用ひるのが常で、甚だしいのは學校等の建設當初から軍事上に使用することを計畫したものとさへ發見するのである。

戦争の際の航空機の運用

こゝで空戦に關する法規とはどんなものかを説明しよう。

戦争の際、戦争當事者の違ふことを要求される邊界は相當多く、しかも相當完備したもので、海戦關係、陸戦關係、海戦陸戦共通のもの及び化學戰、細菌戰關係、中立關係等約十九の條約や宣言があるが、これに反して空戦關係のものは的確な邊界がない。

何故ならば、現在の戦争關係の主な邊界が整頓された一九〇七年の第二回平和會議の頃には、今日のやうな航空機の發達は夢想もされてゐなかつたからである。

一八九九年の第一回平和會議で成立し、一九〇七年の第二回平和會議で更新された輕氣球より爆裂物の投下を禁止する宣言には

「締約國は輕氣球上より又は之に類似した新なる他の方法により投射及び爆裂物を投下することを第三回平和會議終了に至るまでの期間禁止することを約す……」

とあつて、今日も效力を有つてゐるわけだが、この

宣言の締約國は極めて少數で（帝國も加盟してをらな
い）、しかも期限附とも見るべき比較的權威に乏しいも
のであるから、假りに今日この締約國の間に戦争が起
つても、この宣言に従つて空中攻撃を全般的に禁止す
る國は一國もあるまい。

陸戦條規の第二十五條には「防守せざる都市、村
落、住宅又は建物はいかなる手段に依るも之を攻撃
又は砲撃することを得ず」と規定してあるので、非防
守の都市は航空機によつても攻撃することが出来ない
ことになるといふ者がある。規定の文面から見ればさ
うかも知れないが、この條約はさきの輕氣球より爆裂
物の投下を禁止する宣言を作つた會議と同一會議で改
正されたものであるから、同一會議で、一方では空中
攻撃を全禁しようとし、他方では特定の非防守の都市
だけに對しては、空中攻撃を禁止し、防守した都市等
に對しては空中攻撃を差支ないといふに至つては、おか
しな話である。この意味からして陸戦條規の第二十五
條が、輕氣球その他の方法に依る空中攻撃をも考慮し
てゐると考へることは、いさゝか無理であると思ふ。
かういふ議論は、姑くおき、今日の航空機の活動を、こ
んな些細な古い規定を以てしげらうとすることは到底

不可能である。従つて現在は航空機の戦争の際の行動
を規律する確な國際的規則は存在してゐないといふ
ことになるわけである。

そこで、わが海軍航空隊は已むを得ず、大正十一年
から十二年に亘り和蘭の海軍において日、英、米、
佛、伊、蘭の六ヶ國により戰時法規改正委員會が開
催され、この委員會で作製された「空戦法規案」を参考
資料として、さらに戰時海軍力を以てする砲撃に關す
る條約（明治四十年訓印）等の趣旨を參照して行動を
規定を摘記すると左の通りである。

第二十二條 普通人民を威嚇し軍事的性質を有せざる私有
財産を破壊若しくは毀損し又は非職團員を損傷すること
を目的とする空中爆撃は之を禁止す

第二十四條
(一) 空中爆撃は軍事的目標即ちその破壊又は毀損が明
瞭なる軍事的利益を交戦者に與ふるが如き目標に對し
行はれたる場合に限り適法なりとす
(二) 右爆撃は専ら下記の目標に對して行はれたる場
合に限り適法なりとす(イ)軍隊(ロ)軍事工作物(ハ)
軍事建設物又は軍事貯藏所(ニ)兵器彈藥又は明瞭なる
軍需品の製造に従事する工場にして重要かつ公知の中
樞を構成するもの(ホ)軍事上の目的に使用せらるる交

通線又は運輸線

(三) 陸上軍隊の作戦行動の直近地域に在らざる都市
町村、住宅又は建物の爆撃は之を禁止す第二號に掲げ
たる目標が普通人民に對し無差別の爆撃を爲すに非ざ
れば爆撃すること能はざる位置に在る場合には航空機
は爆撃を禁止することを要す

(四) 陸上軍隊の作戦行動の直近地域においては都市町
村、住宅又は建物の爆撃は兵力の集中重大にして爆撃
に依り普通人民に與ふべき危険を考慮するも尚ほ爆撃
を正當ならしむるに充分なりと推定すべき理由ある場
合に限り適法なりとす

(五) 交戦國はその士官又は軍隊が本條の規定に違反し
たるに因り生じたる身體又は財産に對する損害に付き
賠償金を支拂ふの責に任ず

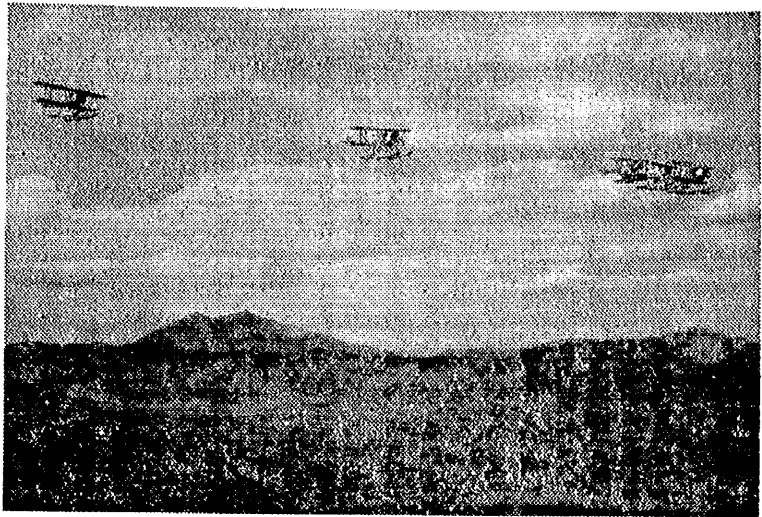
第二十五條 航空機に依り爆撃を行ふ場合には公衆の禮
拜、技藝、學術又は慈善の用に供せらるる、建物、歴史上
の記念建造物、病院船、病院並びに病者及び傷者の收容
所は右建物、物件又は場所が同時に軍事上の目的に使用
せられざる限り之をして成るべく損害を免れしむるた
め、指揮官において必要なる一切の手段を執ることを要
す(以下略)

以上は空戦法規案の爆撃に關する規定の概要である
が、その特徴は舊來の觀念である防守、非防守の基準

を捨てたことで、この點は特に同委員會の報告書中に
明記してある。すなはち、「空中爆撃に關し陸戦第二
十五條中に採用せられたる防守せられたる都市等の標
準が採用せられざりしことを注意すべし。目的物の性
質又はその現に行はるる使用方法が新たな標準とな
れり」とある。海軍の戰時法規改正の委員會に提出さ
れた英國案中にも「空中爆撃は軍事的目標に對し行は
るる場合に限り適法とす、右適法性は都市等が「防守」
せられたるの事實に基づくものに非ずして目的物が一
時的なりとも軍事的目標を構成するの事實に基づくも
のなりとす」とあり、又米案中にも防守せられた都市
等と、防守せられざる都市等との間に何等區別を設け
ずとあり、帝國案も同一趣旨であつた。

防守非防守

空戦法規案では、陸戦條規第二十五條中に採用され
た「防守せられたる都市」等の標準を捨てて目的物の
性質又はその現に行はるる使用方法を以て標準としたこ
と、又この標準を採用することが、一般的に見て理
論上正しいばかりでなく、特に空戦の場合において妥
當であることは殆んど論議の餘地はないのである。
ところが、わが爆撃を非難する者は、異口同音に無



堂々空を飛ぶ海軍機

防守の都市を攻撃したといつてゐる。昨年九月二十七日聯盟諸國委員会の決議にも「日本海軍航空隊が支那の無防守都市を攻撃するは恕すべからざる行爲なりと思考す」とあり、最近廣東方面爆撃に際しても同様の事を唱へてゐるが、これは舊來の觀念に提はれた一顧にも値せぬものであつて、かやうな觀念を導入することとは、かへつて被攻撃者にとり非常な危険を醸すことを知らないのである。被攻撃者にとつてかへつて危険であるといふのは、防守、非防守の觀念は極めて不正確であることと、防守された都市等は無差別の攻撃を受けても已むを得ないといふことに原因する。

防守、非防守といふことは、一見明白な觀念のやうであるが、事實はさうでなく、極めて曖昧な觀念である。或る者は「防守都市などといふのは敵軍隊の占領を防ぐ設備又は兵力を有する都市等である」といひ、或る者は「占領を防ぐに足る設備又は兵力を有する都市等に限らず苟くも敵の攻撃に對抗する設備又は兵力を有する都市等は防守せられた都市等と看做すべきである」といふ。このことは海軍力を以てする都市等の砲撃の場合を見れば明瞭である。軍艦は占領を目的とせず、單に破壊のみを目的として敵國沿岸を砲

撃する場合が多いといふ。

しかしいづれの説によつても、どの程度に防禦施設が存在し又は防備兵力が配置されれば「防守せられたもの」といひ得るかの問題を生ずる。結局、攻撃指揮官の判断に委ねることとなる。さらに航空機に對し防守せられてゐるか、否かを判定することとなれば問題はいよいよ複雑曖昧となる。

現今の都市において陸海空軍のいづれかに對し相當の防禦施設を備へ、又は有事の際、相當兵力を配備せぬものはあり得ないのであるから、恐らく重要都市はすべていはゆる防守都市となることであらう。

そして一旦「防守せられた都市」等となれば攻撃者はこれ等に對して軍事的目標に限らず無差別の攻撃を加へることが出来得る。(英米兩國の陸戰訓令には、防守せられたる都市町村等を砲撃する場合に、その砲撃目標は要塞、軍隊等の防禦施設のみに限定するの要なき旨を規定してゐる)防守非防守の觀念は被攻撃者に對し極めて危険であるといふわけである。廣東、漢口等は非防守の都市であると高唱してゐるけれども、これは全然盲目であるか、無智であるか、又は爲にするところあつて故意に事實を歪曲してゐるものである。

廣東、漢口はあらゆる方面から見て立派な「防守せられた都市」である。

漢口の如きは海戰方面から見れば、その港前に機雷を敷設してゐる一事を以てしても、わが國としては、これを防守せられたる都市と看做し得るのである。従つて、非難者の用ひる標準を借りて防守、非防守の觀念を入れて來れば、わが方は廣東、漢口に對して無差別の攻撃を加へることも差支へないこととなる。事茲に出でずして軍事目標攻撃に止めてゐるのは支那側の憚悻といはなければならぬ。

大戦中佛軍は復讐のためと稱して全然軍事的價値のない遊覽地保養地を爆撃したのであるが、これらこそ無防守都市等の攻撃といふべきであらう。

またジュネーヴ一般軍縮會議において空中爆撃全禁問題が討議された際、英國委員は一定の僻遠地方において警察の目的を以てする爆撃は例外として許容せらるべきものであると主張し、多數委員の反對に對しイーデン代表は左の趣旨の説明をした。

「除外に對する非難は豫想してゐる。しかしこの種爆撃はすでに、或る種委任統治地域において行はれ、國際聯盟もこれを知つてゐるが、未だ何人もこれに對し非難を加へ

たことはない。世界の或る地域においてはその地形上また住民の散布してある事實に基づき、或ひはその住民の性質兇暴にして近接してある良民居住地域を脅威する事實に基づき、これが討伐に際し空爆をすることが出来なければ、平時から多くの軍隊を保持し、かつ一旦事ある場合には多数の人命を犠牲に供することを覚悟しなければならぬ場合がある。

よつて英國としては、元來空爆禁止を絶対かつ一般的にすることを希望して已まないが、この種除外例を主張せざるを得ない。

すなはち英國委員は、平時より多数兵員を保持することを避け、かつ兵員の損傷を恐れ警察目的のため、戦闘力をもたない住民をも爆撃することがある旨を宣明したわけである。最近の印度北部における土民に対する無慈悲な爆撃も當然のこととして敢行せられたのであらう。

以上述べた通りわが海軍航空隊の行動は厳正無比のものであるが、いまだに誤解誹謗するものが跡をたないのは遺憾の極みである。

しかしながら、雑音に耳をかす必要はない。帝國は唯正道を邁進すればよいのである。

終りに注意を喚起して置きたいことは、外國の軍隊が帝國軍隊のやうに規則正しく行動するものと考へたならば重大な失策を演ずる恐れがあるといふことである。

外國の飛行機がすべてわが海軍の飛行機のやうに慎重に行動するものとは期待することは出来ない。従つて國民はあらゆる努力を以て、わが國土上空に敵飛行機が侵入しないやうにしなければならぬ。それは實に緊切の責務である。

國民防空展覽會

——内務省主催で開く——

時局に鑑み防空思想の普及徹底をはかり、特に防空に對する準備の方法と空襲時に際して如何に處すべきかを一般國民に知らせるため、内務省では「國民防空展覽會」を東京を皮切りに、大阪、福岡、仙臺、新潟、名古屋、廣島で、所在府縣と共同主催の下に順次開催することになった。

△東京(八月十九日—二十九日)

日本橋 三越本店



事變下の出版界

内務省

事變以來の出版物の發行數は、全般的には多少の減少を示してゐる。單行本パンフレットの類は約六分強の減少であるが、新聞雑誌は極めて僅かの減少である。たゞ從來激増する一方であつた新聞雑誌、特に出版法による雑誌の創刊が近來その増加率が減少の傾向にあることは注目される。しかしながら、これは事變の直接の影響といふよりは、昨年春以來の紙價の騰貴と郵税の値上げ等による影響と見るべきで、出版物に對する事變の影響は、今までよりもむしろ今後には現はれて來るものと見るのが至當であらう。

いま、單行本パンフレットで發行種類數の多いものを選んで、昭和十三年六月現在で拾つて見ると、その第一は「教科書」である。教科書は從來とても多いのであるが、この統計に現はれたものは、特異の例で、その原因は今春中等學校の教科書全般に亘つて大改訂が

加へられた結果に基づく。教科書に次いで「文學」「教育」「經濟」「産業」「語學」「宗教」「政治」「工學」「軍事」等の順序である。

又雑誌では第一が各種團體の「會報」で、これに次いで「文學」(大部分は俳句雑誌)「業界雜誌」「宗教」「産業」「社會」「經濟」「市町村報」「郷土雜誌」「醫學」等の順位になつてゐる。

さて、事變以來の出版物に現はれた特徴はといへば、その第一にパンフレットの減少が挙げられる。パンフレットの減少は正確には事變以來といふよりは、むしろ昭和十二年以來といふべきであるが、昭和十一年においては、その發行數單行本を凌駕したパンフレットが、昭和十二年に入るに及んで減少しはじめ、昭和十三年六月現在ではその半數以下に減少してしまつた。

この現象を事變前一ケ年と事變以來一ケ年との比較に

見ても、單行本が約一割弱の増加、パンフレットは二割強の減少となつてゐる。これは主として所謂十錢パンフレットの減少を物語るものであるが、その原因として考へられるのは、十錢パンフレットの特徴とした時事解説が一方において内閣情報部の編輯に係る「週報」にとつて代られ、他方、その主題となつた諸問題が、時局が舉國一致の體制をとるに及んで、一應或ひは解消し、或ひは清算されたといふ事情に因るものと思はれる。或ひはこのやうな理由よりは内容の杜撰な點で讀者の信用を失つたことが更に大きな原因でもあらう。

かゝる出版界に現はれた一現象を以て判断することは充分な根據を缺くことも知れないが、少くとも現下の讀書界には商業主義的際出版物を排して眞摯な著作を選びとらうとする健全な氣運が見られるといつても差支へあるまい。

次にこれを出版物の種類について見ると、先づ單行本、パンフレットにおいては、第一に「事變もの」の激増に指が屈せられる。その發行數は昨年十、十一、十二月の三ヶ月が最も多く、本年に入つてはだん／＼減少して三月以來は激減してゐるが、こゝにいふ「事變もの」とは、事變を直接に主題としたものの謂である。従つて、現在の如く事變が長期戦に入るに及んでは、當初の頃

の單なる事變の解説的なものの意義が漸次薄らぎ、事變後の經營なり、建設なりの事變處理への對策が關心の對象となると同時に、あらゆる角度からする我が國の將來進むべき方向に對する討究が課題とされることは當然である。出版物に現はれた「事變もの」の消長もその間の推移を反映するものである。

次に事變前一年間と事變以來一年間の比較において、増加となつてゐるものは、「政治」「軍事」「工學」(特に機械、電氣、化學工業等)「歴史」「紀行」「叢書」(特に文庫もの)等である。

單行本、パンフレットに現はれた以上のやうな特色は、雜誌についても大體同様である。すなはち記事に現はれた傾向においても、解説的のものから、現在においては戦後經營、我が國の將來の方向等が、その主題となつてゐることは周知の通りである。又事變以來の雜誌の種類別に見ても、經濟、宗教、教育、歴史、電氣、産業、軍事、航空、國語、支那語、書道、郷土雜誌等が昨年七月以來漸次増加を示してゐる。

以上挙げた諸特徴は、發行の上に現はれた事變の直接乃至間接の影響と見られるものである。事變以來僅かに一ヶ年の現在においては、發行の上に現はれた影響はむしろ今後に俟つべきが妥當であらうが、これら

の特徴の基調をなすと思はれる内面的な動向に對しては、事變は相當著しい影響を與へてゐるといへよう。これを端的にいへば國家主義思想の昂揚である。國家主義思想の昂揚と共產主義思想の退潮とは滿洲事變以來一貫した我が國における大きな思想的動向であつたが、かやうな傾向は、今次事變において國內上下舉げての協力一致によつて益々拍車を加へられた。いはゆる人民戦線の檢擧及びこれを契機とする左翼系文化團體の解體、轉向、左翼新聞雜誌の廢刊等も、その具體的現はれといつて差支へないであらう。

しかも事變が長期に及んで、漸く事變に對する眞の認識が國民の間に把握されるに伴つて、この國家主義的思想が、ひとり政治、經濟の分野に止まらず、廣く歴史、宗教、哲學、藝術等の一般の文化的分野にまで滲透して、最近新日本文化の樹立が當面の問題として提唱されてゐることは、識者のすでに知るところである。

昨年「日本的」といふ問題が論争の對象となつたことも、明らかにこれが一つの例證であり、又事變以來特に日本歴史、先覺志士等の傳記、郷土誌等が次々に發行されることもその反映と見られる。想ふにかゝる動向は、我が國本來の傳統を再檢討することによつて、新しい日本文化の樹立を意圖するものであらう。

又曩に事變以來の特徴として挙げた工學、産業部門等に屬する出版物の増加も、事變による生産力擴充の隨伴現象であらうが、これは必然的に我が國科學の發展を齎らし、延いてそれは一般に科學の普及を來すものと思はれる。これらの現象も當來する我が國の新文化の建設に當然重要な役割を分擔するものと考へられる。

以上の如き思潮と共に、一切の革新は現代教育制度の根本的改革にありとする教育制度の再檢討、再批判が熱心な議論の對象となつてゐることは、いはゞ前述の思潮と軌を一にするものといつてよい。

要するに、今次事變に對する國民の正しい認識の把握は、東洋における我が國の地位及び今後における動向への關心を喚起し、新たな「日本」への反省と再檢討から東洋における日本民族の使命を發見せんとする氣運を醸成しつゝあると見ることが出来る。

出版界もこの動向を反映し、眞摯にして健全な方向を辿らんとするもの漸次増加せんとする傾向にあるといふことが言へるであらう。

日ソ停戦協定成立まで

陸軍省新聞班

八月三日迄の情況については前號に述べた通りである。

八月四日の情況

日ソ軍衝突第四日目の四日午前十一時、我が外務省崩内次官は駐日ソ聯邦代理大使スマタニン氏を招致して雙方の戦闘行為停止に關して提議し、右の次第を至急本國政府に傳達しその回答取次方を求めた。一方、モスコイにおいても我が重光大使は外務人民委員リトヴィノフ氏と會見して同様の提議をした。この日、ソ軍砲兵は古城附近及び第一線に對し時々射撃した。

五日第一線方面は依然平穩であつた。たゞ時々ソ軍砲兵は我に對して射撃を行ひ、又正午頃張鼓峰上空に彼の飛行機が飛來したが我が地上射撃によつて撃退された。

六日午前八時三十分沙草峰正面のソ軍の一部は、我が陣地前二百米附近まで攻撃して來たが我が射撃によつて撃退された。ソ軍砲兵は本早朝來我が砲兵陣地に對して

射撃し來り、午前十時三十分洋館坪(沙草峰北方)東方臺上に砲兵約二ヶ中隊が進出したが、忽ち我が砲火に制壓された。午後二時頃、三回に亘つて輕爆撃機戰鬥機合せで約二十機が飛來して張鼓峰、甌山、洪儀驛、四會驛附近を爆撃した。その際一機を撃墜した。次いで午後三時十七機下汝坪に對し、三時三十分には四十機飛來して張鼓峰、沙草峰を爆撃した。ソ軍の地上部隊はその後攻撃前進の様様はない。本六日早朝の戰鬥でソ軍の砲四門と戰車四臺とを破壊した。ソ軍は午後飛行機の爆撃に引續き午後四時三十分から猛烈な砲撃を開始し午後九時三十分頃に至つて漸く緩慢となつた。

午後十時三十分頃ソ軍は五十二高地(張鼓峰の東南約五百米)及び沙草峰方面に對して執拗な夜襲を敢行し手榴彈戰を演じたが我が軍に撃退された。

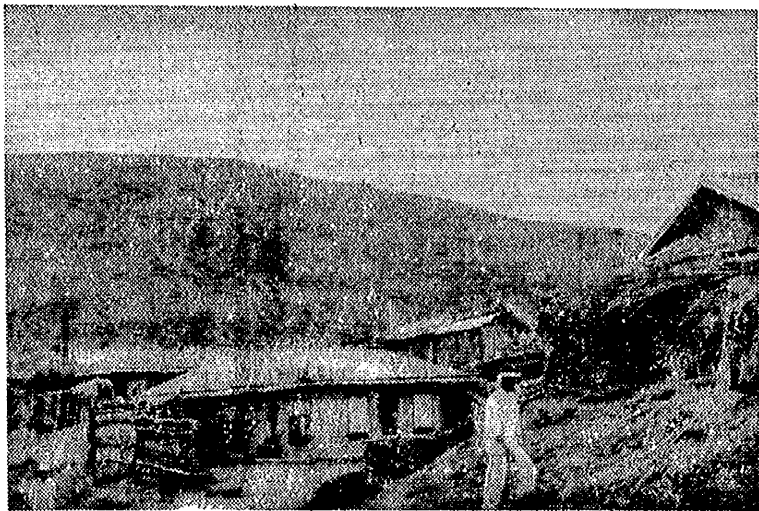
六日の戰鬥で我が第一線部隊は砲火によつてソ軍戰車四、五十臺を破壊又は擱坐せしめた。六日夕迄の我が軍

の損害名譽の戦死五名、負傷者若干名であつた。

七日朝五十二高地正面彼我の距離は五百米乃至二百米、沙草峰正面では八百米を隔て、彼我戰鬥中であつたが、張鼓峰正面の敵はその後撃退された。午前十時頃ソ軍戰鬥機は龍峴(張鼓峰東南方豆溝江南)に洪儀及び四會兩驛附近に對して對地射撃を行ひ又輕爆撃機二十七機は張鼓峰及び古城を爆撃した。午後二時三十分には、ソ軍輕爆撃機及び戰鬥機合計十機慶興附近に對して機關銃射撃及び爆撃を行つたために鮮人二名負傷した。午後四時少し前五十二高地及び沙草峰正面の敵は戰車を伴つて攻撃して來たが、我が第一線は悉くこれを撃退した。沙草峰正面のソ軍は三百乃至四百米の我が前方に停止してをり、その兵力は逐次増加され約三大隊となつた。

七日朝來越境し爆撃又は機關銃射撃をした敵の飛行機は延べ數約百機に達し、洪儀驛附近の鐵道、砲兵陣地、渡船場、張鼓峰、水流峰、慶興橋、チグロツヤー山(琿春東方の露鎮)五家子附近を爆撃したが、飛行高度二千米乃至三千米で我が損害は輕微であつた。敵砲兵はこの日も依然砲撃を繼續してゐた。夜に入り午後十時頃少數のソ兵張鼓峰方面に對して夜襲して來たが忽ち撃退された。

八日朝、沙草峰方面においてソ軍投降者一名、回忠院



張鼓峰の問題

歸する。滿ソ國境の不明確は日ソ國交乃至極東平和のため
の痛と謂ふべきである。従つて一應茲に停戦協定成立
を見るとしても國境問題が全く解決したものとするのは
尙早であつて、この點は特に留意して置く必要がある。

停戦協定成立の経緯

外務省情報部發表

張鼓峰事件に關して、重光大使は八月四日のリトヴィノフと
の第一次會見以來、ソ聯外交當局と折衝を続け、七日の第二
次會見に次いで十日夜に重光、リトヴィノフ第三次會見が行は
れた結果、停戦協定の成立を見、十二日外務省では左の如く發
表した。

十日重光大使リトヴィノフ外務人民委員第三次會談要
領左の通り

重光大使 前回會談の内容は政府に報告した。唯最後に
貴方提案として述べられた點、即ち「若し雙方が一定
の線を越えて越境しないこと及び射撃しないことを約
するにおいては、軍事行動を停止することに同意する。
もし協定成立の時、何れか一方が右の線を越えて越境
して居る場合は直ちに後退せしめる事を要す。右の線
とは球春界約に依る地圖の上に引かれた線である。換

言すれば七月廿九日迄、即ち戰鬪開始迄に存在した軍
隊の状態を回復する事を要する。國境における靜謐回
復後、問題の地域の國境再確定に着手する事とする。」
云々とあるが、右は貴我軍隊相對峙して居る状態を解
除する爲め兩軍の戰鬪行爲を中止し、右の線の雙方に
互に後退し且つ再び之に接近しないことを約束する意
味であるか、尙ほ貴方は國境の靜謐回復した後國境再
確定に着手すると言はれるが、軍隊相對峙して居る事
は危険至極である、依つて戰鬪行爲を止めた後之に着
手することに同意せられるものと解して差支ないか。

リ委員 只今貴使の述べられた所は前回自分の述べた所
に完全に一致する。但し自分は貴使が附言せられたや
うな趣旨で話したのではない。自分は球春界約の線を
認め之を越えることもなければ、之を越えて射撃する
こともあつてはならないと述べたのみで、その線より
後退するとは言つて居らない。然し日本側において後
退することは結構である。ソ側は事件前にも同地方に
止まつて居たが自分等は滿側に向つて射撃したことは
ない。他方より射撃しなければ之に應へない。問題の
國境はデマルケイションでなくリデマルケイションを
爲すものである。この點多少の差があるとして従來の説
を繰返し立場を固執した。

重光大使 貴方は國境確定に異存ないやうであるが、問
題の線の兩側に雙方の軍隊對立して居つてはそれも不
可能であるから、自分の案はこの状態を解除する考案
につき貴見を伺ひたい。即ち球春界約に依るソ側主張
の線の兩側へ例へば一杆の距離を明けて雙方の軍隊を
後退せしめることとし、靜謐を取戻し國境確定に着手
することにつき御異議があるか。

リ委員 前回は申しした通り、ソ側軍隊の後退には反對で
ある。ソ側領土のことであるから、ソ兵はその欲する
所に駐兵する権利あり。ソ側は滿側に向つて攻撃した
ことなく又しないからソ兵の居ることは國境確定の妨
害となることはないであらう、とて前説を繰返した。

重光大使 ソ兵がソ聯領地に駐兵し得ることは勿論で、
右は日本側についても同様である。只雙方の軍隊互に
睨合つてゐる状態の儘國境確定を爲すことは不可能で
あるから、右確定終了迄一時の便法として、右睨合の状
態を解除すること最も實際的と考へられる。即ち雙方
が小銃の射程距離外にある様雙方一杆位の間隔をおい
て戰鬪行爲を停止し、國境確定を行ふことを提議する
ものである。これ不幸な出来事を平和的に解決しよう
とする我が方の熱烈な希望である。又戰鬪行爲停止の
細目については現地において兩軍代表者間に取極める

を可とする。

リ委員 日本兵が日本側が滿領なりと主張する占領地點
より後退し右空閑地帯には雙方立入らないことには同
意であるが、我が方はソ領内にあるソ兵を外國の要求
により撤退する事は出来ない。右は別として戰鬪行爲
の停止には同意するにつき八月十一日正午（沿海州地
方時）凡ゆる戰鬪行爲を停止することを命ずることと
しては如何。尙ほ國境確定委員會についても右停戦協
定と同時に協定する必要があるであらう。

重光大使 停戦協定の實行は現地において兩軍の代表者
間に行ふことが必要である。

リ委員 協定は貴下と自分との間に作れば充分で、現地
軍代表云々は必要でない。

重光大使 唯實際問題として、現地において何等誤解な
いやう又豫期しないことの發生しない様、雙方軍代表
において打合を爲すこと必要であると思考する。

リ委員 夫れには異存ない。次に國境確定委員會のこと
であるが、右委員會の仕事は效果的にする爲には、第
三國人を入れなければならぬ。即ちソ側代表二名、
日滿側合せて二名、外に外國の仲裁者一名を以て交渉
すべきである。勿論仲裁者は雙方合意の者とする。

重光大使 夫れは全然新しい問題で、この際斯る提議

をずるは問題を徒らに複雑化し、停戦に関する語合を無暗と長引かすだけのことである故に、この點は貴方において撤回せられんことを希望する。

リ委員 尙ほ國境委員會のことにつき、その事業の基礎として支那及び帝政露西亞の代表者が署名した條約、地圖等を基礎となすこと必要であると思考する。

重光大使 只今言はれた國境とは係争地である張鼓峰方面の國境を指すのであるか。尙ほ條約、地圖等は勿論之を委員會において審議することに異存ないが、右以外日滿側の有する資料を審査することが必要である。

リ委員 確定せんとする國境は、素より貴説の如く問題となつてゐる係争地區に關するものである。而して國境は當事國間の條約に依つて決定せられるもので、その他如何なる材料を考慮に入れるか了解に苦しむものである。

重光大使 資料中において最も参考となるのは條約であること異存ないが、條約以外に實際上の問題（標識、境界の石）に關する資料を集め、委員會において審議すべきものと考へられる。我が方として條約の價値を輕減しようとするものでない、即ち條約は主な材料であるが、その他の材料も排斥すべきものでないと言ふ我が方の主張である。

リ委員 國際條約に矛盾しない材料は考慮して差支ないが、條約と矛盾する場合は條約の方決定權を有すべきものである。時に停戦取極については本日午後十二時の状態にて戰闘を中止しようとする次第であるから成るべく早く決定したい。

重光大使 停戦協定の方は、今一應研究の上二時間内には確定し得べし。尙ほ他の問題は政府に報告の必要もあり直ちに回答出来ない。

右にて午後九時半一旦會談を終つた。

その後若干の経緯があつた後、左記趣旨の協定が成立した。

- 一、日ソ兩軍は八月十一日正午（沿海州地方時）總ての戰闘行爲を停止する。
- 二、日ソ兩軍は十一日午前零時現在の線を維持する。
- 三、右協定の實行は現地における雙方軍隊代表者において之を行ふ。

尙ほ國境委員會の問題については、重光大使より滿側が日本一名滿洲國一名の代表者とすることに賛成するが、第三國人を入れることには賛成出来ない旨を明白に述べた。

西安を空襲す

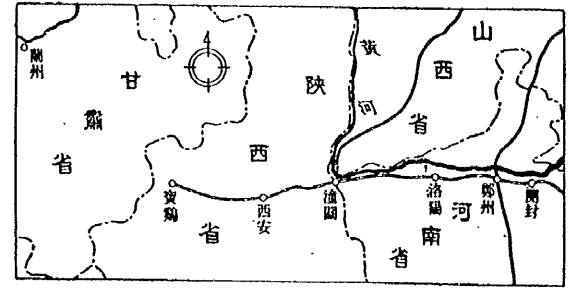
陸軍省新聞班

蒙疆方面

我が軍は八月三日拂曉から夕刻に亘り大同西北方二十里大海南方地區にあつた郭希鵬軍二千、慕新軍軍約一千、共產軍賀龍部隊約一千、計約四千を攻撃し、これに徹底的の打撃を與へた。敵の遺棄した死體六百餘、馬匹七十、輕機小銃その他多數に上つた。我が損害戦死四名負傷十數名を出した。又同蒲線岱岳鎮附近に有力な共產匪が現出したとの情報に接し、我が一部隊は八月三日この敵を攻撃中である。

西安空襲

最近漢口より蘭州、西安への敵機の往來頻々たりとの情報を得た我が北支航空部隊は、西安敵飛行場の徹底的爆破を決意し、八月五日折からの快晴碧空を衝い



て出發、午後一時十五分西安飛行場を奇襲した。この日空中には敵の飛行機を認めず將に離陸せんとした一機及び城内にあつた中型機少くとも七、八機並びに格納庫兵營その他の軍事施設を完全に爆撃し、多大の効果を收めて全機無事歸還した。

炎熱下の江上作戦

海軍省海軍軍事普及部

航空戦

八月二日

海軍航空隊は中南支一帯の断雲を突破し、次のやうな戦果を収めた。

- (一) 京漢線攻撃に向つた部隊は、信陽驛及び廣水驛構内附近の倉庫群に巨弾の雨を降らせ、全弾殆んど命中しこれを炎上せしめた。特に廣水驛倉庫の一部は、火煙實に數百メートルに奔騰し、一瞬にして潰滅した。又線路數ヶ所を破壊した。
- (二) 廣九線攻撃に向つた部隊は、常平驛附近において、倉庫一棟、線路數ヶ所を爆破、埋没せしめた。

引つゞき海軍部隊は灼くが如き炎熱の下、江上進撃の準備を着々進めてゐるが、江上部隊は漢口最後の防衛に狂奔せる敵軍が沈めた無数の機雷や水路障害物を處分し、或ひは我に抵抗する兩岸の敵兵を反撃しつつ進撃し、航空部隊また江上の敵艦艇、ジャンク群をはじめとし江岸の敵據點を猛撃して江上部隊並びに陸軍部隊の進攻を推進してゐるが、さらに漢口、南昌その他の敵空軍基地を反復空襲してその再建を不可能ならしめてゐる。特に八月七日の南昌空襲の際の如き上空は勿論、地上にも敵機を認めず、防禦砲火また全々沈黙し、敵空軍の主要基地として誇つた南昌飛行場も哀れ抛棄の一步前にあるもの如く、我が航空部隊に制壓されて静寂を極めてゐた。

八月三日

(三) 揚子江方面攻撃に向つた部隊は、江岸各所を爆撃し、蕪春附近において、大型運貨船一隻を爆沈した。

夏雲を衝いて漢口を空襲し、敵空軍に致命的打撃を與へた海軍航空隊は、一部を以てさらに銀翼を九江沿岸に擴げ、敵據點に甚大なる損害を與へた。

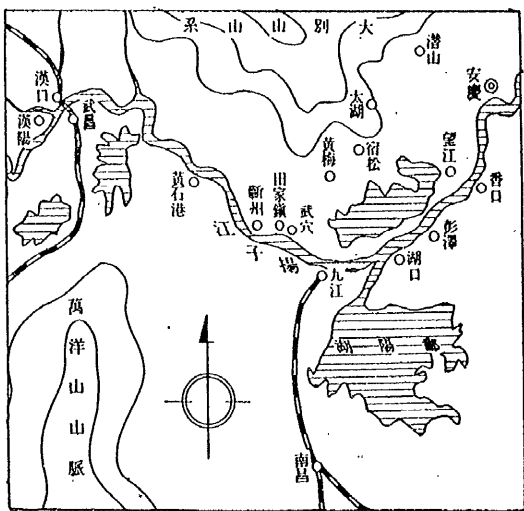
(二) 九江上流沿岸を索敵し、武穴より團風に至る間において、敵砲艦一隻を粉碎、砲艇一隻を撃破し、さらに軍需品を満載せる大型ジャンク十數隻を爆沈した。

(一) 黄石港附近の陸岸倉庫群を爆撃し、猛烈なる火焰を擧げてこれを灰燼に歸せしめた。又川家鎮附近の敵陣地を爆撃粉碎した。

(三) 江上部隊の殘敵、殘孽掃蕩に協力し、彭澤附近において數萬の敵大部隊の據點を爆破しこれを潰滅せしめた。

八月四日

(二) 南潯鐵路攻撃に向つた部隊は、南昌驛に山積せる軍需品に巨弾の雨を降らせ、これを潰滅し、



さらに附近の倉庫を爆撃し甚大なる損害を與へた。

(二) 長江方面攻撃に向つた部隊は、蕪春、黄石港附近において軍需品満載のジャンク十數隻を爆破した。

八月五日

(一) 揚子江方面攻撃に向つた部隊は

(イ) 黄石港附近において汽船一隻、大型蒸汽一隻、小型蒸汽及び大型ジャンク数隻を撃破し、沿岸の倉庫を炎上せしめた。又田家鎮附近の敵陣地を爆撃しこれを粉砕した。

(ロ) 一部は江上部隊と協力し、洋山磯、洋山附近の残敵陣地及び建物等を爆撃した。

(二) 廣九鐵道方面攻撃に向つた部隊は、石灘附近の鐵橋及び線路を爆撃し、軍田、銀盞坳、源潭各驛附近の線路を破壊した。

八月六日

(一) 馬野少佐指揮の攻撃機〇〇機は、中島大尉指揮の戦闘機〇〇機と〇〇基地上空において、大編隊を組み、漢々たる密雲を縫うて大舉漢口空襲を決行した。威風堂々中支の空を壓しつゝ、漢口飛行場に到るや、上下數千メートルに亘つて、密雲層を断つて中を、爆撃隊は巧みに断雲を利用して、場外に通ずる道路の兩側に壕を掘つて、巧みに隠蔽してある、敵秘蔵のS B型重爆撃機二十數機に對し、爆彈の雨を降らせ、一瞬にして八機を炎

上、七機を撃破した。さらに鉦を場内指揮所及び附近倉庫群等の大建築物に轉じ、中八棟を粉砕し、なほ山積せる火薬、燃料等を火焰の中に一瞬に消滅せしめた。この日、武漢上空は我が精銳なる海空軍の蹂躪下に、敢へて挑戦し來れる敵機なく、地上また我が大空陣に萎縮したものか、漢口對岸附近より緩徐なる高角砲射撃を受けた外、何等の反撃もなく、全機悠々鮮かな一大編隊を以て〇〇基地に歸還した。

(二) 南支方面攻撃に向つた部隊は、麗水、玉山飛行場を爆撃し、場内の新築大倉庫を粉砕炎上し、さらに粵漢線銀盞坳附近の鐵橋及び橋梁を爆撃した。

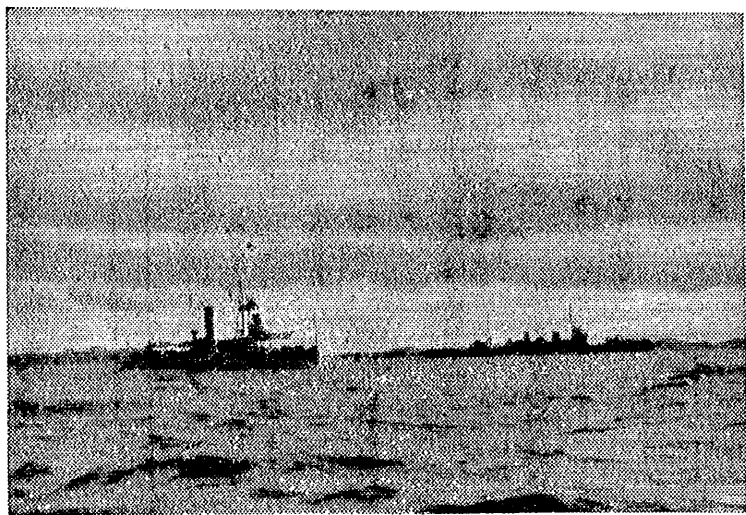
八月七日

副田大尉指揮の精銳〇〇機は、中支獨特の雷雨を冒して〇〇飛行場を飛び出し、見事なる大編隊を以て断雲を縫ひつゝ、一氣に南昌を猛襲、南昌驛はじめ附近軍事施設の殆んど全部を潰滅に歸せしめて、全機悠々歸還した。

かつては敵空軍の中支における心臓部と誇つた南昌新舊飛行場も、相次ぐ我が爆撃に見るかげもなく、荒廢し、飛び揚つて我に應戦する敵機もなく、使用不能なる二、三の飛行機が轉つてゐるだけといふ實に慘憺たる有様であつた。さらに攻撃部隊は、南昌驛を襲ひ、驛右側に並ぶ大倉庫二棟を爆破炎焼せしめ、續いて驛の西方江附近に新たに設置されたばかりの大小三十棟の各種軍需品を充滿してゐる倉庫をその正確なる爆撃により破壊した。

八月八日

(一) 中支方面攻撃に向つた部隊は、揚子江上の敵艦隊を爆撃し多大の戦果を収めた。即ち鄂城下流において約八百トン級の軍用船一隻を炎上大破し、さらに關漢鎮上流において約一千トン級軍用



隊艦が我るす撃進々堂

船を多数の命中弾により大破擱せしめた。一部航空部隊は田家鎮方面の敵陣地を爆破し、又一部は蕪湖、安慶間揚子江沿岸の陣地による敵を爆撃多大の損害を與へた。

(二) 南支方面攻撃に向つた部隊は左記の廣州市重要軍事施設を爆撃甚大なる損害を與へ、高射砲轟く裡を全機悠々歸還した。
(イ) 憲兵司令部命中弾數により大破一部炎上した。
(ロ) 省政府多數の命中弾により大破した。(ハ) 市政府數弾命中し爆破炎上した。(ニ) 省黨部相當の損害を與へた。(ホ) 發電所數弾命中し相當の損害を與へた。

江上作戰

八月四日

(一) 江上部隊は灼くが如き炎熱を冒し、滔々たる濁流に抗しつゝ、連日安慶上流前面の敵沿岸掃蕩のため、殘存陣地及び敵部隊に砲撃を加へ撃撲してゐる。
(二) 湖口上空に敵重爆撃機三機飛來し來つたが、

我が江上艦隊の防空砲火に制せられ、直ちに遁走した。

寫眞週報

國策のグラフ

八月十七日號(第二十七號)

定價十錢

目次

- ▽銃後に築く農村篇 撮影・内閣情報部
長野縣小縣郡市里村
- ▽長距離團體競泳大會舉行
初め一熱海四十キロ
- ▽北京女巡查 撮影・内閣情報部
東京女子醫學專門學校生徒
- ▽夏季診療奉仕
- ▽海の彼方
- ▽讀者のカメラ

寫眞週報

長期戦と物 其の四 非鐵金屬の需給調整

臨時物資調整局



非鐵金屬とは、鐵及び鋼以外の金屬といふ意味で、銅、白金、鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル、水銀等を一括して稱へるのである。ところで、これらの非鐵金屬が、今日長期戦下の我が國にとつてどんな意味をもつてゐるか? その需要と供給との状態はどうか? またそれについて政府はどんな調整策を採つてゐるか? これらの點について以下に、簡単な解説を試みよう。

一 銅

銅は鐵鋼に次いで、軍需上最も重要な金屬である。すなはち銅とその合金たる黃銅(真鍮)、青銅等は、砲彈の銅帶、藥莢、信管、爆管、銃口蓋、その他種々の兵器の製作上缺くべからざる材料である。また、軍需以外でも電線をはじめ、種々様々の機械や器具の、

或ひは材料となり、或ひは部分品となつて、どのくらいひろく銅や真鍮が使はれてゐるかは、ちよつと想像も及ばないほどである。したがつて銅は種々の工業の生産力擴充の上からも、非常に大切な資材といはねばならない。

元來我が國は、數年前まで世界有数の銅の輸出國であつたのだが、最近國內の需要が激増した結果、主客顛倒、大量の輸入をせねばならなくなつた。事變勃發後、戦局の擴大に伴つて軍需が愈々増大してゐることとは、いはずと知れたことであるが、しかし要るに委せてさうく無制限に輸入することは、國際收支の關係上許されない。そこで(一)極力國內の銅の生産増加を圖ること(二)軍需以外の銅の消費を節約し、そのためには間に合ふかぎり代用品を使ふこと(三)輸入される銅の配給を按配して、それを最も必要な用途

に向けること等の方策が必要となつたのである。

先づ生産の増加については、本年四月「重要礦物増産法」が公布され、七月にこれが施行された。政府はこの法律によつて、金、銀、鐵その他と共に、國內の銅の産額を増加させるために、萬全の策を講じてゐる。

次に消費制限のためには、昨年十一月「銅使用制限規則」(商工省令)が制定され建築物の屋根、樋、此等に銅を使用するにはすべて地方長官の許可を受けねばならぬこととしたのであるが、本年五月にこれを改正し、銅のみでなく黄銅、青銅、洋銀等の銅の合金も亦右の用途に用ひることを制限すると共に、飲食用器具、家具、什器、美術裝飾品、文房具その他の製造に銅を使ふことも、輸出向商品以外は、やはり許可を受けねばならぬこととなつた。

しかし銅需給の情勢は、その後さらに嚴密な對策を必要とするに至つたので、商工省は八月一日さらに「改正省令」を公布し、使用制限を受くべき銅合金の範圍を擴張して、黄銅、青銅(砲金を含む)、洋銀、赤銅の外、四分一、白銅にまで及ぼしたうへに、建築用金物、飲食用器具、家具、什器その他の家庭用金物、文房具、玩具、美術裝飾品等合計二百五十七品目を列擧

してその製造に銅の使用を禁止することになつた。この改正省令は八月十五日から施行された。

銅の配給統制については、先づ政府は「臨時輸出入許可規則」の丁號品目中に銅鑛、銅、真鍮及び青銅等を掲げて、これらの輸入を許可制とし、輸入される銅やその合金等の供給先を監視して、配給の統制に資することとしたのであるが、なほこれと並行して關係各廳係官及び銅の配給及び消費各部門の代表者を以て「銅配給統制協議會」を組織し、銅の需給計畫を決定することにしてゐる。又内地の主要産銅業者によつて結成された「日本銅統制組合」は、前記の配給統制協議會の決定した需給計畫に基づき、銅の生産、輸入、配給に亘つて統制を掌り、銅の販賣價格もこの組合で定めることになつてゐる。なほ電線及び伸銅用の銅については、別に電線原料銅配給統制協會及び、伸銅用銅配給統制協會といふ組織があつて、「日本銅統制組合」から配給を受けた銅にそれ／＼その部門内における配給を統制してゐる。

二 白金

白金といへばすぐ、指輪その他の装身具等を聯想するのが常識であるが、電氣器具の部分品や理化學用及

び醫療用の精密機械、化學工業用機械等に相當重要な用途がある。また白金は硝酸及び硫酸製造のための接觸劑としても缺くべからざるもので、軍需上の意義も非常に大なるものがある。ところが、この白金は、我が國には産出が極めて乏しく需要の大部分は輸入によつて賙つてゐる状態である。

こゝにおいて政府は、前記の「臨時輸出入許可規則」の丁號品目中に白金をも指定して、その輸入及び配給を確保するとともに、昨年十二月「白金使用制限規則」(商工省令)を制定して、裝飾用品、装身具、身廻り品、文房具又は什器の製造に白金を使用することを禁止したのである。

三 鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル、水銀等

鉛は彈丸、爆發藥火索、硫酸、硝酸、ダイナマイト製造装置等に使用される外、民需方面にも水道や瓦斯の鉛管、電線ケーブル、塗料、電池、ハンダ等に廣泛な用途がある。ところが我が國における鉛の生産は、需要の數分の一に過ぎない状態であるから、本年度は餘程の消費節約が強行されねばならない。

亜鉛と銅との合金たる黄銅(真鍮)については、すでに銅の項で述べたが、その他にも亜鉛は所謂「トタン板」(亜鉛鍍鐵板)、塗料、金精煉用等に廣く使用される。しかし亜鉛もまた我が國では自給率極めて低いものであるからこれも相當高度の消費統制が必要とされる。次に錫は電管をはじめ、ブリキ、ハンダ、チューブ、食料品包装用箔から、食器、茶器等にまで用ひられてゐる。ところがこれもまた昨年度の國內産額は、全需要の數分の一に過ぎぬからである。

アンチモンは多くは合金として、散彈の彈子、小銃彈の鉛身等に用ひられると共に、民間では珪瑯鐵器、印刷用活字、軸受その他機械の部分品、置物、文房具等に使用され、輸出品の原料としても重要なものである。しかも我が國の産出額は極めて僅かで、需給關係はしたがつて甚だ不均衡である。

ニッケルは小銃彈の被甲用白銅原料、諸種の特殊鋼原料等になる外、精密機械の製造に缺くべからざる金屬である。又從來ニッケル貨幣に用ひられ、一般には食器等の鍍金や、洋銀(一種の合金)として萬人の目に觸れてゐる。従来これは我が國には全然産出せず、その供給は全く海外からの輸入に俟たねばならなかつたの

であるが、最近我が國にも生産の曙光が見えだした。しかしその量は微々たるもので、全體から見ても未だ問題にならない。

最後に水銀は小銃實包、砲彈藥、起爆劑原料、衛生材料、理化學試驗材料等に使用されるが、これまた大部分の供給を輸入に仰がねばならない心細い状態である。

さてこれ等の非鐵金屬はいづれも、軍需用としても一般工業用としても、頗る重要な物資であるから、前に述べた「重要礦物増産法」にはこれらの原礦を列挙して、その生産増加を圖つてゐる。次に消費節減のためには、豫ねてニッケル貨幣の鑄造を中止し、瓦斯、水道等の鉛管を節約させ、煙草の包装用錫箔をアルミニウム箔に代へる等、幾多の方策を講じてゐるが、遂に本年七月「鉛、亜鉛、錫等使用制限規則」(商工省令)を公布して、消費統制の徹底を期することとした。

この規則には先づ、鉛、亜鉛、錫若しくはアンチモン又はその合金で製造した箔やチューブ等を、輸出向以外の商賈、化粧品、飲食料品等の包装に使用することを禁じてある。又鉛、亜鉛、錫、アンチモン及びニッケル又はその合金を、鍋釜、湯沸、火鉢等から建築附屬金

具、置物、身廻用品、被服金具、文房具、玩具等(總て輸出向を除く)に使用することも禁ぜられてゐる。

最後に配給統制に關しては、政府は先づこれらの金屬をその原礦と共に、前記「臨時輸出入許可規則」の丁號品物中に掲げて、それらの輸入品の供給先を統制すると共に、水銀についてはその輸入業者及び問屋業者をして、販賣用途及び販賣優先順位に關し協定をさせることにしてゐる。又鉛、亜鉛、錫及びアンチモンについては、國內生産業者をしてその生産物の處分に當つて、配給先並びにその用途を詳細調査の上、臨時物資調整局の承認を受けさせることにして、本年八月實施したが、さらに最近鋼の例に従つて配給團體として鉛、亜鉛、統制組合、錫統制組合及び日本アンチモン統制組合が結成せられたので九月からは各組合においてそれぞれ國産品輸入品を統制して一元的に配給する豫定である。

以上、説明があまり簡略で充分でない點もあるかと思ふが、お互ひ長期戦下の國民として、物資總動員の國策に協力する心構への中に、戦時に必ず無くてはならぬ非鐵金屬への關心を高めることに致したいものである。



蔣介石政權の近狀

外務省情報部

第八路軍すなはち元共產黨軍の漢口駐在代表周恩來が

往訪の支那新聞記者に語つた一節に、「馬當砲臺の放棄は、日本に大きな力を費やさせなかつた。これは遺憾であるが、支那軍は教訓を得たであらう。今後は各要塞に對してその防守に注意しなければならぬ。」とあるが、馬當を日本軍が苦もなく取つたのを遺憾といふくらゐだと、九江の如き要地をあんなに手際よく占據したのを、なんと批評するであらうか。支那側では九江が陥落すれば南昌は自然に取られる。南昌が日本の手に歸すれば、江西省を失ふことになる。江西省を失へば漢口は危い。九江はこんな重要な地點であるから、大軍を出して充分に守備してゐる。だから大丈夫だと宣傳してゐたが、その大丈夫であり重要な地點が、皇軍の威力に一たまりもなく落ちた。こんな状態だから蔣介石がルーターの漢口特

派員に「漢口は日本軍の手に著つることなきを確信する」と豪語し、こんな宣傳が幾度となく新聞に出るが、そんな豪語などはもはや國民には信用されない。

そこで前記の周恩來は漢口陥落を見越し、漢口が落ちても戦争は失敗でない、粵漢鐵道があるから云々といひ、日本を打破るには三年かゝる、と堅忍持久を鼓舞してゐるが、これは漢口陥落による民衆の驚きと、蔣政權が見捨てられることを豫防しようとの策略から、先手を打つたつもりであらう。しかし三年後には必ず勝てるから、それまで辛抱しろといつたところで、今までですら敗戦つゞきで、人民の生活は苦境の一途を辿り、樂觀材料が一つもないのに、この上さらに二ヶ年も敗戦をつゞけたのでは、日本もそれ相當の苦痛はあらうが、自分の方が一段つらい、對手の疲れることばかりを計算して、自分の方の死を考慮しないでは問題にならないではないか、過去の苦い経験から、將來を豫想すれば寒心にたへな

い。たゞ抽象的に三年間戦へば必ず勝つなどと、一人きりの断定を下して見たところで、まるで雲をつかむやうなもので、納得出来るものではないといふのが一般支那國民の本音である。

二

最初、政府を南京から重慶に移した時は、作戦關係からだとの蔣政権の宣傳が、一應もつともだとして、國民をうなづかせることが出来たが、山東の台兒莊で大勝したとお祭騒ぎの戦勝祝賀會までやらせその後にもなく中原の要衝徐州が取られたとの報に接したやうなことは、戦勝の偽報も一時の歡喜びに過ぎないのみか、人民側では、救國公債だの獻金だのと、税金の外に軍事費を出させておいて、戦へば必ず敗れるといふ調子では、全く張合がないとこぼしてゐるさうだが、もつともな嘆きである。こんな状態で蔣政府の信用は失墜してゐるが、たとへば地方政權になり下つたとはいへ、武漢三鎮（武昌、漢口、漢陽の總稱）を嚴然と支持してゐれば、同地が大支那の中軸としての貫録がある關係から、蔣政權も相當に權威が認められるが、武將以外の大官が全部

重慶に避難し、漢口の危險が叫ばれて大動搖を來たした今日の國民政府は、愈々支那國民の眼に名實共に地方政權でしかないと思はれるに至つた。今日ですらこれであるから、漢口が陥落した曉の國民政府の威信が、一落千丈の悲境に沈むべきは明らかである。

かゝる事情から、蔣介石はじめ蔣派や共產黨側の面々が、武漢防衛に汗だくの苦闘をつゞけてゐるのであるが、蔣派自らがいつたやうに、九江が陥落すれば南昌は自然に取られ、南昌が日本の手に歸すれば、江西省を失ふことになり、その結果は「漢口が危い」といふことになる。そこで蔣介石も已むを得ず、住民に避難命令を下したに相違ない。蔣がルーターの記者に、民衆は私と同じやうに樂觀してはゐないと語つたことは、間接にこの間の消息を物語るものであらう。

三

西安事變が腐縁になつて、國民黨と共產黨との合作となつたが、支那事變の發生がこれを具體化する機會となつた。合作當初、共產黨側が國民黨の態度に不満を抱いたくらゐに、なほ共產黨に對する警戒の手は引かれな

かつた。ところが敗戦に次ぐに敗戦を以てし、軍事、財政、外交等の各方面に、共產黨の背景ソ聯邦に頼まなければならぬことが多くなるにつれ、共產黨をのさばらせるに至つた。いふまでもなく國共兩黨の合作は、互に對手を利用するための握手だから、精神的の一致を缺き、時々小さなごた／＼があるが、雙方ともまだ對手に利用價值があると認めてゐるので、互に正面衝突を避けるに努め、兩黨間の關係は小康を保つてゐる。

蔣政権下の地域にあつても、抗戰の將來には何等の光明も認められないとの見地から、何とかして平和の恢復を謀りたいといふ空氣が濃厚になつて來たので、抗戰による日本弱体化を第一の目的とする共產黨側は、にはかに慌て出し、今屍古垂れられたのでは、これまで注ぎこんだ資本が水泡に歸するとなし、蔣介石に頭張らせるやう種々の工作をやつてゐる。例へば、共產黨側が舉國一致の抗戰は益々順調に進捗してゐると放送した如きは、平和の空氣一掃のための作業であり、我等の英雄的領袖蔣介石先生と煽てるのは、蔣に逃げられては抗日戦線が瓦解する、と氣遣うての敵本主義的諷刺に外ならない。また人民戦線派その他の抗戰煽動者等も各自の私利

私慾の立場から、平和の風を恐るゝこと甚だしく、これまた共產黨同様、我等の最高唯一の領袖と蔣介石を祭り上げてゐる。心ある者は何とかして、蔣介石を共產黨の魔の手から取返さうとしてゐるが、共產黨側の警戒嚴重で、積極的行動に移れば自身の危險が伴ふので、手を出しかねてゐる情勢である。

四

しかしこの蔣介石を中心とする抗日集團は、無理な團結であり不自然な結合だから、永續する筈なく、一般國民の希望にも反する結果、薄氷の上を行くやうな危險状態に達してゐる。これではいかに表面で我等の領袖と持上げられても、内面的に見た蔣の地位は、誠にお粗末千萬な鍍金張に過ぎず、全く薄弱極まりない。とはいふもののソ聯邦を背景に持つ共產黨が、武器の提供、武官飛行士の派出等で、蔣の足は鐵鎖に縛られたやうなものだから、蔣の轉向は容易でない。さらに蔣としては現地位に未練があつて、苦悶の現狀維持に懸命の努力を續けてゐる。現状打破は、國內諸勢力の積極的壓力が加はるまでは、實現しないであらう。その時期如何は、勢ひの問題で

机の上から望見することは困難である。但し英國の蔣政權に對する態度如何が、この問題に重大な關係をもち、英の對支援助は、ある程度まで蔣の生命を延ばさせるであらう。

周恩來のいつた、「漢口が落ちて戦争は失敗ではない」との言葉をその反面から觀察すれば、敗戦に因る戦争の一段落と讀めないでもない。少くとも漢口を重大視してゐながら、氣休めにあんな放送をやつた氣分は、あり／＼と出てゐる。漢口から奥地に避難する人々により、國民政府の弱體化が奥地の住民に充分説明され、蔣政權蔑視の度が大いに増加し、愈々漢口が陥落したとなれば、蔑視から馬鹿にする程度に進むことは、想像に難くない。

いま漢口は物價高に悩まされ、その噂は大體相當廣く傳へられてゐるが、實情はまだ／＼深刻なことが多々ある。その一例として、一杯二十錢のアイスクリームに三十錢の税金がかけられてゐることを挙げればはつきりするであらう。一事が萬事、いかに財政的に苦しんでゐ

るかが察せられる。また別の方面からいへば、汪兆銘一派を懐柔する意味で、蔣介石の手から毎月十萬元づゝ出てゐたが、蔣も手許不如意のため、最近これを停止したさうだ。つまりこれまで各方面に交付されてゐた操縦費が出なくなつたのである。關稅、鹽稅、統稅などの主要な収入はなくなり、しかも武器の補給は絶えずしなければならぬところから、取れるだけの税金を取り、できるだけ支出を節しなければならぬことは當然である。部下や一般國民が眞に蔣に期待してゐれば、そんなことは問題にならないが、期待せざる者に苛税を揮られ、心服しない領袖からの支給が止れば、人心は反抗乃至離反に向はざるを得ない。こんなことを綜合して見れば、蔣政權は心細い限りであらねばならぬ。

蔣介石は表面だけにせよ、今日までは領袖として取扱はれてゐるが、漢口を失つた後は、ソ聯邦側の武器の補給が、交通關係から次第にそれ／＼の軍隊に直接に交付されるやうになると想像される。さうなれば、蔣の指揮權に重大な影響を齎すべきは明らかである。これまた蔣に取つては香ばしからぬ豫想で、その反對に共產黨の勢力が加はり、これを原因とするごとく／＼が持上る

可能性が多い。

六

香港方面からの情報によれば、避難先の一つとして噂の高い雲南では蔣介石一派の遁入に、早くも反對の氣勢が醸成されて來たから、蔣は最後の地を貴州省の貴陽にしようといふ案があるといはれる。もしそんな情勢がもつと濃厚になれば、その風潮は各地に擴がり、結局蔣は下野外遊の外に途はないであらう。

今、蔣介石は傀儡として對抗派の中樞になつて居り、この傀儡によつて曲りなりに抗戰陣營が結成されてゐるが、蔣介石が影をひそめれば、國民黨の大部分は共產黨との握手を解き、抗戰陣營は自然に分化するものと察せられる。

雲南省政府所在地昆明は、佛領印度支那から武器が搬入されたり、企業の奥地移轉などで、非常に景氣が好い。今後はさらに英領ビルマから、昆明に武器その他の物資を運び込む計畫が熟して來たから、益々景氣が好くなるのは必定だ。しかし軍費の擡取も豫想されて、必ずしも全面的に創かではない。この擡取を恐るゝ點では、四川省

の方が一層濃厚で、地元の財閥はもとより、各軍閥もその豫防策を講じつゝあると傳へられる。

こんな風に、蔣政權には悲觀材料が充滿してゐるが、他面、ソ聯邦その他の國々が、各自の利害關係から蔣政權の存在を必要とし、これを擁護してゐるのと、蔣政權下の各地では、日本の態度を誤解してゐるのをいゝことにして、共產黨得意の惡宣傳と、買收政略とが行はれ、抗日煽動に大章になつてゐるから、一般國民の覺醒が妨げられてゐる。對手がかういふ始末だから、我が國としては、支那事變はまだ／＼當然續くものと見て應戰の心構へを固めてかゝらねばならぬ。

なほ共產黨や、人民戰線派、國民黨などの排日惡宣傳は、長い期間に亘つて行はれて來たから、支那國民の反日氣分は、かなり深く培養されてゐる。したがつて蔣政權が倒れた後にも、この悪い根は決して枯れて終ひはしない。我が國民は正義日本の正體を正解せしめるやう、根氣強い實踐によつて、支那國民を惡夢から醒めさせる努力が必要なのである。

「週報の友」
發刊について

さきに第九十、第九十一號で、「週報會」結成を提唱したところ、反響を呼び、「既にわれ／＼の方では週報を中心にかういふ研究會、讀者會をやつてゐる」とか、「趣旨に賛意を表して今度結成した」といふやうな報告が相ついで到着し、熱心な週報讀者によつて各地の職場、部落、町會、その他團體等の範圍に所謂「週報會」が生れてゐる有様であります。

そして、かういふ眞摯な週報讀者の會から編輯室の方へ、連絡を緊密にしてほしいとの希望もあるので、かねて計畫して居りました「週報の友」を、週報第百號を記念して九月十四日、當編輯室編輯のもとに内閣印刷局から發行することにになりました。

これは、當分月一回發行で八頁のさ、やかなものではあります。そこには週報會員をはじめ讀者からの意見、感想、各地週報會の活動状況、週報利用活用の事例等をのせ、その他週報に關聯のある問題についての「質疑應答欄」も設け、一方、時の問題を週報とちがつた角度からとり上げ解説して行くつもりであります。

これによつて、週報會員と編輯室との連絡もとれ、又週報會員同志の連絡も緊密になり、延いては一人でも多くの人々に時局認識が徹底し、總動員體制下の時局に何等か資するところがあれば幸ひであります。

この「週報の友」は一部二錢で一般に頒布される筈ですが、取り敢へず、所謂週報會」を結成してゐる眞摯な週報讀者に對してのみ無料で、「週報會」を通じて差上げることにしました。

従つて、「週報の友」の送付を希望される週報會は目下購讀契約中の書店その他に、會の名稱、所在の場所、會員數、職業、責任者、會の活動、週報の利用方法等をお知らせの上、お申込み下さい。なほ、當分の中、書店で要領を得られない時は、購入書店を明記の上、直接、前記要領を内閣情報部週報編輯室宛お知らせ願へば會宛にお送り致します。(その節は郵税四部毎に五厘を同封、御希望號數と部數を明記して御申込下さい。)

なほ「週報の友」發刊に際してお願ひしたいことは、「週報の友」の所謂「會員の眞實に載せるべき各地の「週報會」の活動状況や週報への希望、感想等の原稿をはじめ「地方の戦後後援の力強い姿」とか、「勤勞奉仕運動の行き方」とか、「事變下の新しい生活」といふやうなまじめな問題についての意見や、報告をお送り願ひたいことでもあります。そしてこれは、二百字語原稿用紙四枚以下のものに願ひたいと思ひます。

近く生れ出る「週報の友」に對して力強い御協力を御願ひ致します。

内閣情報部週報編輯室

▽官廳刊行物だより△

◆日本精神萬葉集—第四高等學校教授鴻巣盛廣編—(教員局)萬葉集の時代、外來思想神皇一致の思想萬葉の意義萬葉集と古今集等に分けて萬葉精神こそ眞に國民思想の根幹をなす行述、べてある。(發行所)内閣情報部、文部省教員局、七七、關係方面の申込に送付)

◆支那事變一周年記念講演集(國民精神總動員中央聯盟)支那事變一周年に際して(坂垣陸相述)支那事變一周年を迎へて(米内海相述)職はざるものに勝利なし(永井護相述)。(發行所)内閣情報部、國民精神總動員中央聯盟、一七、關係方面の申込に送付)

◆財政經濟の實情と國民の覺悟(大藏省國民貯蓄獎勵局長、木内四郎述—(國民精神總動員中央聯盟)木内國民貯蓄獎勵局長の講演を採録したもので、わが國の財政、經濟の現情貯蓄の必要、覺悟等について述べたもの。(發行所)國民精神總動員中央聯盟、四〇、關係方面の申込に送付)

◆伯刺西蘭の産業經濟(拓務省拓務局)ラジルの人口、氣候、交通、通信、商工業、農業、林業、財政、貿易、憲法、外國人入國法等に分けて詳説、資源分布地圖付(發行所)拓務省拓務局、二〇、關係方面の申込に送付)

週報最近號主要內容

第九十一號 (七月十三日)
 △事變一周年に際しての勸告
 △國際收支の概況と其の對策
 △傷兵保護事業
 △湖口を衝く
 △南昌に敵空軍を屠る
 △サンヂャク問題一段落
 △敵支那の裏面に拾ふ (七月二十日)
 第九十二號 (七月二十七日)
 △強化せよ經濟戰
 △代用品の話
 △國民體力管理制
 △南部山西の掃蕩戰
 △苦心の江上制壓 (七月二十七日)
 第九十三號 (七月二十七日)
 △時局と心身の鍛錬
 △張鼓峰事件の経緯
 △炎熱下の精進戰
 △敵地に着陸敵機を燒く
 △國民參政會議に就いて
 △男子青年學校教育の義務制
 △雲給調整計畫の全貌 (八月三日)
 第九十四號 (八月三日)
 △交通統制の問題
 △資源回收の話
 △時局と農村負債整理
 △水産日本と統後國民の榮養
 △濁流を衝いて九江を陥る
 △九江を占領す
 △英佛パリ會議
 △綿の供給調整 (八月十日)
 第九十五號 (八月十日)
 △軍事保護の一年
 △沙草事件のその後
 △漁業法の改正と漁村の振興
 △上海艦隊一周年を迎へて
 △湖北省に進出す
 △揚子江上に敵艦艇を碎く
 △教化と映畫政策
 △ブルガリアの再軍備問題
 △鐵鋼の供給調整

週報

昭和十三年八月七日印刷發行	編輯者 内閣情報部	印刷者 内閣印刷局	發行所 東京市神田區大塚町
一部 五錢	一ヶ年(前金) 二圓四十錢	外國郵便に依る地域は四圓八十錢	一ヶ年分未清配送御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を送へ御申込み下さい
内閣印刷局發行課	電話九ノ内(三三)一〇九	振替東京一九、〇〇〇	全國各地官報販賣所
東都書籍株式會社	振替東京九三九〇番	各書店・驛賣店	

注意 御
 ▲本誌より轉載の場合必ず、「週報」何れより轉載の旨を明記すること。且つ自體轉載を内閣情報部週報編輯室宛三都郵送付下さい。
 ▲本誌記事の無断轉載は御断り致します。
 ▲掲載記事に對する御希望や編輯に關しての御意見も内閣情報部週報編輯室宛お知らせ下さい。

時局の必需品

ニデカ タイムレコーダ

自働時報装置附

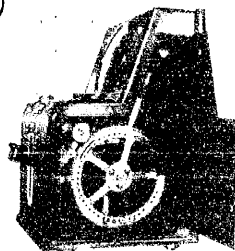
日本電氣株式会社製

姓名

姓	名	年	月	日	性別	職名	勤務時間	備考
山田	太郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	次郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	三郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	四郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	五郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	六郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	七郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	八郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	九郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	
山田	十郎	25	10	10	男	技師	8:00-17:00	

型録送呈

作業記録に
原価計算に
出退勤用に



日本電氣株式会社特定販賣所

ニデカ 日本電氣時計販賣株式会社

本社 東京市日本橋區通二 (大同ビル) 電 日本橋 4607-6034
支店 大阪市西區土佐堀通一 (大同ビル) 電 土佐堀 7034-4343

國民防空映畫筋書の懸賞募集

筋書の要旨に創作に限る

- イ 現下我が國內外の状況に鑑み、防空の重要な所以を理解せしめ國民の自覺奮起を促すこと
- ロ 防空法の趣旨に則り軍防空に則應する國民防空の觀念を明らかならしめること
- ハ 防空は國民の義務で全國民が一致協力して始めてその目的を達し得るものなることを認識せしめること
- ニ 防空には平素の準備並びに恐れず慌てず沉着に處置する精神的要素が最も必要なることを強調すること

募集の注意

懸賞筋書は原稿用紙(二行二十字詰十行)に記載し一篇毎に別紙として五十枚を超えざること
 一 詳細は内務省計書局庶務課に問合せのこと
 締切期日 昭和十三年九月三十日
 賞金 一等三百圓(一人)、二等二百圓(一人)、三等百圓(二人)、佳作五拾圓(三人)
 發表 締切期日より二ヶ月以内に入選は官報を以て發表す
 審査委員 小野賢一郎、田中三郎、中村武羅夫、岸田國士、松村光廣(内務省計書局長)

文部省教學局編纂

國體の本義解説叢書

本書は曩に刊行頒布したる文部省編纂「國體の本義」の内容を解説敷衍する目的を以て編纂したるものなり。

- 一、明治以後詔勅謹解
- 二、日本の儒教
- 三、我が國體と神道
- 四、我が風土・國民性と文學
- 五、我が國體に於ける和

A5判 定價各二十錢 送料不要

所込申

内閣印刷局直賣所
全国各地官報販賣所
全国各地主要書店

所行發

内閣印刷局

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十二年八月十七日 第三種郵便物認可

（毎週一回水曜日出行）

第九十六號

（本書の大きさは國定規格A5判）

消費節約

電氣の經濟に！

シンジョ 國民ソケット

型號二 ¥.95

型號一 ¥1.00

型號三 ¥.55

松電器株式會社